

労働安全衛生基本契約書

株式会社丸竹竹田組 殿

住所

会社

氏名

⑨

貴社発注の工事の施工にあたり、労働安全衛生管理に関し、下記事項を遵守することを誓約致します。

記

(事業者責任)

1. 工事施工にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令はもとより、工事下請負基本契約書の規定を遵守すると共に、貴社の諸規則及び指示に従い、安全施工の推進に努力致します。

(安全衛生管理体制の確立)

2. 安全管理者、衛生管理者及び安全推進者等の選任並びに安全衛生委員会の設置等、法令に基づき、当社としての安全衛生管理体制を確立致します。

(再下請負人に対する指導)

3. 工事下請負基本契約書第8条の規定に基づき、再下請負人の使用について貴社の承諾を得た場合、当該再下請負人にたいしては、この誓約書に定められた全ての事項を遵守させます。

(統括管理に対する協力)

4. 貴社の工事現場ごとに、安全衛生責任者を選任し、災害防止協力会への参加等、下請負人として必要な措置を講じ、貴社の行う統括管理に積極的に協力致します。

(届出報告)

5. 工事の施工に関し、所定の労務安全書類を貴社に提出致します。尚、届出事項に変更

が生じた場合は、その都度速やかに変更を届出致します。

(技術者の配置)

6. 法令の定めに基づき、主任技術者及び専門技術者を選任致します。

(免許・資格等)

7. 免許・資格等を必要とする業務については、免許・資格等を保有する者を、特別教育を必要とする業務については、特別教育修了者を、法令に基づく作業主任者、作業指揮者を要する業務には必ず配置致します。

(教育訓練等)

8. 雇い入れ時、作業内容変更時における教育、送出し教育、新規入場時教育、その他安全衛生に関する教育訓練及び店社パトロールについては、当社が責任を持ち、確実に実施します。

(教育、行事への参加)

9. 貴社で労働安全衛生に関する教育、災害防止協力会及び行事を実施するときには積極的に参加いたします。

(就業規律)

10. 労働者の就業にあたっては、秩序正しく就業させるとともに、作業規律を確立し、貴社及び他の関係請負人並びに工事の施工に伴う関係者全てに迷惑を及ぼさないよう指導監督致します。

(女子、年少者、高齢者の就業制限)

11. 女子、年少者、高齢者等については、法令に定める就業制限を確実に遵守致します。

(保護具)

12. 安全ヘルメット、安全帯、マスク、ゴーグル等必要な保護具は当社の責任において準備、整備し、労働者に確実に使用させます。

(作業服)

13. 作業に適した清潔な服装で作業に従事するように、労働者を指導致します。許可を得た特別な場合を除き半袖での作業は禁止します。

(健康診断・特殊健康診断)

14. 使用する労働者に対しては、法令に基づく雇い入れ時及び定期の健康診断を確実に実施致します。又、粉塵・振動・石綿・有機溶剤等の作業に従事する労働者に対し、法令に基づく特殊健康診断を確実に実施致します。

(労働者の適正配置)

15. 就業する労働者は、技能、年齢、経験、健康状態等を考慮するとともに、医師の所見等を尊重し、適正に配置致します。

(作業計画の安全衛生指示)

16. 毎日、始業前、自主的にツールボックス・ミーティング及び危険予知活動を実施し、安全衛生作業の遂行に必要な指示事項を周知致します。又、作業計画時にも施工計画を立て、作業手順を明確にし、建設機械の適切な機種選定を行い、危険有害要因の分析・対策等、貴社指導に従い、自主的に実施致します。

(持込機械器具及び点検)

17. 当社持込の重機車両・機械器具については、法令で定められた構造規格及び基準に合致し、検査証及び安全性を確認したものを使用し、始業前点検定期点検整備を実施致します。貴社貸与のものについても、同様に始業前及び定期点検整備を実施致します。

(作業手順・標準)

18. 作業は事前に双方で協議し、決められた作業手順及び作業標準に従い、安全注意を守って、作業致します。

(作業用設備)

19. 作業用設備は、法令及び貴社の指示に従い使用し、その保守及び作業後の復元を確実にを行います。

(安全装置等)

20. 貴社の機械器具及び作業設備に設けられた安全装置並びに安全設備を必要があって取り外す時は許可を得て取り外し、その理由がなくなった時は速やかに原状復帰致します。

(火気使用)

21. 工事現場内の火気使用にあたっては、あらかじめ火気使用責任者を決め、貴社の許可を受けて使用致します。火気使用場所には、消火器を設置すると共に、日々、火の始末を確認の上、貴社へ火の後始末確認の報告を致します。

(危険物)

22. 油脂類、火薬類、その他危険物の取り扱い、保管にあたっては、関係法令の定めに従い、危険物取扱責任者等の責任者を選任し、保管、使用等の管理を確実にを行います。

(車両等の運行管理)

23. 通勤用車両、運搬用車両及び工事用重機車両の運転者には、安全運行の励行を指導監督致します。又、使用者賠償責任としての任意保険は必ず付保致します。

(機械器具、資材等の保管)

24. 機械器具、工具、材料及び残材は貴社の指定する場所に確実に集積又は格納致します。
置くにあたっては、平行・垂直を基本に整然と配置します。持込品の残材は残らず持ち帰りを原則とします。

(整理整頓)

25. 担当工事現場内の整理整頓、後片付けは、当社が責任を持って確実にを行います。

(公衆災害の防止)

26. 飛来落下、崩壊、倒壊及び交通事故等によって、工事関係者以外の第三者に障害を与えることがないように、労働者を指導監督致します。

(改善報告)

27. 安全衛生・品質に関し、貴社及び監督官庁から改善又は是正のしじをうけたときは、速やかに改善、是正を行い、結果を報告致します。

(一人親方・中小事業主等の労働災害保険加入)

28. 労働保険法の適用を受けない一人親方・中小事業主等が工事に関わる場合は、労働災害保険の特別加入等の保険に必ず加入し、その旨報告致します。

(共済等事業)

29. 自らの判断又は貴社からの指導により、貴社協力会の共済等事業に加入致します。

(事故・災害報告)

30. 作業中又は通勤の途上で事故・災害が発生したとき、又は第三者に傷害を与えたときは、速やかに報告します。

(災害発生時の責任)

31. 当社の責めにより災害を発生させ、又は第三者に損害を与えたときは、工事下請負基本契約書の定めにより、当社において責任をもって解決にあたり、貴社にご迷惑をかけません。

(雇用管理)

32. 建設労働者雇用改善法に基づき、雇用管理者を選任し、雇用管理体制を明確にするとともに、労働者の募集、労働条件の明示、雇用に関する書面の交付及び賃金の支払い等適切な雇用管理を行います。

(不法就労者の排除、外国人労働者の事前届出)

33. 外国人の不法労働者は使用しません。合法的に就業できる外国人については、事前に届出をし、承諾を得たうえで入場させます。

(建設作業での派遣労働者の使用禁止)

34. 派遣労働者は建設業務及び警備業務に直接従事する作業員として使用致しません。

(届出、備付書類)

35. 法令の定めにより、労働基準監督署その他関係官庁に届出を行うべき書類及び事業所等に備付を義務づけられている書類は、それぞれの確に届出又は備付を行います。

(その他)

36. 上記の事項以外であっても、労働安全衛生管理に関し、貴社が定める規定、基準、指導事項等については、工事下請負基本契約書第12条(安全衛生の確保等)の規定に基づき、これらを忠実に遵守致します。

以上